

お知らせ（領事手数料の改定について）

スリランカにお住まいの皆様へ

平成29年3月15日
在スリランカ日本国大使館

1 2017（平成29）年4月1日より、新たな領事手数料（旅券、証明、査証関係）が適用されます。新手数料はこちらをご覧ください。

URL : <http://www.lk.emb-japan.go.jp/files/000235985.pdf>

2 支払いはスリランカ・ルピー現金のみで、クレジットカードやルピー貨以外の通貨による支払いはできませんのでご注意ください。

3 なお、本年3月31日までに当館にて申請を受理した場合は、（交付が4月1日以降となったとしても、）旧料金（平成28年度）が適用されます。

（例）3月30日申請受付、4月4日交付のように3月中の申請であれば、3月時点での手数料額（2016（平成28）年度）をお支払いください。

○連絡先

在スリランカ日本国大使館 領事班

電話：（市外局番011）2693831

国外からは（国番号94）11－2693831

以上